

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品，診療・療養費等材料，給食用材料，補装具製作材料

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 建物・構築物・機械及び装置・車輛運搬具並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1 円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については，残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし，耐用年数到来後も使用する場合には，備忘価額（1 円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

金銭債権の内，徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し，実法人負担額とは，社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌年に支給する賞与のうち，支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部事務局拠点（社会福祉事業）

「法人本部事務局」

「看護師等奨学資金貸付事業」

イ 若草園拠点（社会福祉事業）

「若草園」

「児童発達支援センター若草園」

「若草園短期入所事業」

ウ 若草療育園拠点（社会福祉事業）

「若草療育園」

「若草療育園短期入所事業」

エ あけぼの拠点（社会福祉事業）

「あけぼの」

「あけぼの短期入所事業」

オ スポーツ交流センター拠点（社会福祉事業）

「スポーツ交流センター」

カ 福山若草育成園拠点（社会福祉事業）

「児童発達支援センター福山若草育成園」

「福山若草園障害児多機能型サービス事業」

キ 福山若草療育園拠点（社会福祉事業）

「福山若草療育園」

「福山若草療育園短期入所事業」

「福山若草園重症心身障害児（者）多機能型サービス事業」

「福山若草園実習宿泊施設管理運営事業」

ク 松陽寮拠点（社会福祉事業）

「松陽寮」

「松陽寮短期入所事業」

「松陽寮共同生活援助事業」（※令和2年3月31日廃止）

「障害者療育支援センター管理棟」

ケ わかば療育園拠点（社会福祉事業）

「わかば療育園」

- 「わかば療育園短期入所事業」
「わかば療育園重症心身障害児（者）多機能型サービス事業きらら」
「わかば療育園障害児多機能型サービス事業はみんぐ」
コ 障害者リハビリテーションセンター相談支援事業拠点（社会福祉事業）
「障害者リハビリテーションセンター相談支援事業」
サ 医療センター拠点（公益事業）
「医療センター」
シ 高次脳機能センター拠点（公益事業）
「高次脳機能センター」
「高次脳機能障害支援体制整備事業」
ス 研修宿泊施設管理運営事業拠点（公益事業）
「研修宿泊施設管理運営事業」
セ 職員宿舍管理運営事業拠点（公益事業）
「職員宿舍管理運営事業」
ソ 障害児等療育支援事業拠点（公益事業）
「障害児等療育支援事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	10,000,000	0	0	10,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	15,930,240	8,160,230	7,770,010
構築物	8,527,011	2,443,759	6,083,252
機械及び装置	5,148,450	4,254,898	893,552
車輛運搬具	23,459,026	17,833,544	5,625,482
器具及び備品	46,845,503	37,891,069	8,954,434
リース資産	410,619,660	304,189,927	106,429,733
合 計	510,529,890	374,773,427	135,756,463

10. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,043,348,229	5,404,408	1,037,943,821
合 計	1,043,348,229	5,404,408	1,037,943,821

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益は，以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産，負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

財務会計システム，電子カルテシステム，個人情報保護システム，ネットワークPC，支援費システム，院内ネットワークPC，医事会計システム，診療報酬請求システム，パソコン等OA機器，適温配膳車，薬品在庫管理システム，放射線画像情報システム，勤怠管理システム

(b) リース資産の減価償却の方法

2. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引
公用車（アルファード）